

令和 5 年 6 月 2 6 日

○条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

○規則

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 6 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会	橘地域認定こども園整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	9 人以内
---------------------	--	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 7 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 6 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 8 号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書が記録された」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 26 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 19 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例（昭和 37 年小田原市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができ

る箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第5から別表第7までを次のように改める。

別表第5から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の小田原市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専

用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 26 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 33 号

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された橘地域認定こども園整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、橘地域認定こども園整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、子ども若者部保育課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 4 号

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和 5 0 年小田原市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 6 号中「様式第 1 0 号」を「様式第 1 1 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「様式第 9 号」を「様式第 1 0 号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「様式第 8 号」を「様式第 9 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 特定小型原動機付自転車標識 様式第 8 号

様式第 1 0 号備考 1 中「地色」を「地の塗色」に改め、同様式備考 2 中「わく」を「枠」に、「浮型」を「浮出し」に改め、同様式備考 3 中「数字」及び「斜線」の次に「の塗色」を加え、同様式を様式第 1 1 号とする。

様式第 9 号中

登 録 日		型 式 認 定 番 号	
-------	--	----------------	--

を

登 録 日		型 式 認 定 番 号	
長 さ		幅	最 高 速 度

に

改め、同様式を様式第 1 0 号とし、様式第 8 号を様式第 9 号とする。

様式第 7 号備考 3 中「数字」の次に「の塗色」を加え、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第8号（第8条関係）

特定小型原動機付自転車標識

単位mm



備考

- 1 標識の地の塗色は、白色とする。
- 2 周囲の枠、文字及び数字は、浮出しとする。
- 3 標識の文字及び数字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 5 号

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市火災予防条例施行規則（昭和 5 9 年小田原市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 3 条第 2 項及び第 4 項」を「第 2 3 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。